

# 山口県立大津緑洋高等学校 部活動運営方針

R1. 11. 1

## 1 ねらい

本校の部活動は、各校舎内や他校舎の生徒との活動等を通して、以下の(1)～(4)を目標として、豊かな人間性をはじめとした不易な力と新しい時代に求められる資質・能力を育成することを目指して行う。

- (1) 生徒の自主性や主体性を培い、創造し挑戦し続ける姿勢や態度を育む。
- (2) 興味・関心を同じくする同年齢や異年齢の生徒との活動や顧問や指導者等との関わりの中で、生徒の連帯感・所属感を高めるとともに、適切な人間関係力を磨く。
- (3) 日々の活動や大会等の参加を通して、競技力や技術力の向上及び知識や経験の蓄積を図り、リーダー性や協調性等の社会性を育むとともに、目標達成感や自己肯定感、自己有用感を醸成する。
- (4) 生涯にわたって運動文化・芸術文化に親しもうとする態度や、その基礎を養う。

## 2 活動内容

### (1) 運営について

- ア 顧問、学級担任、保護者等が連携し、円滑な運営を心がける。
- イ 部活動全体の推進を図るため、必要に応じて部活動顧問会議を実施し、部活動運営における意志の疎通に努める。
- ウ 顧問は、保護者との連携を重視し、円滑な運営について共通理解を図る。
- エ 各部が個別に徴収する部費等については、保護者等に対し決算報告等を行うものとする。

### (2) 活動について

- ア 活動方針、活動計画等に沿って、計画的に活動する。
- イ 顧問は、年間の活動計画（参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- ウ 活動計画は、概ね翌月が始まる1週間前までに作成し、部員及び保護者に周知する。
- エ 原則として、顧問の監督のもと活動する。（出張等で不在の場合は、事前に部員を指導し、連絡体制を整える）
- オ 安全管理には十分留意した活動を行うとともに、怪我等が起きた場合は、速やかに処置を行い、適切に対応する。
- カ 使用する設備の点検及び整頓・清掃、校舎（活動場所）の施設等は顧問が責任をもって行う。

### (3) 休養日について

- ア 学期中は、原則として週当たり2日以上休養日を設ける。その際、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上休養日とするよう努める。  
ただし、大会前や合宿、定期考査、年末年始の休業、シーズン制等があることから、必要に応じて週当たり1日以上休養日とすることができる。その際は、生徒の健康に十分配慮するとともに、他の期間において適切な休養日の設定に努めることとする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- イ 長期休業中も、学期中に準じた扱いとする。また、必要に応じて連続の休養日を設ける。

### (4) 活動時間について

- ア 1日の活動時間は、原則として学期中の平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。ただし、大会前や合宿、シーズン制等により原則を超える場合には、生徒の健康に十分配慮し、体力等の回復を図る。  
（注）活動時間とは、ミーティング、準備、片付け、休憩を除く実質の活動時間とする。
- イ 考査時間割発表から考査が始まるまでは原則部活動は禁止、考査中には1時間程度の活動を行うことができる。ただし、大会直前等の特別の理由がある場合には、校長の許可を得て考査時間割発表中にも1時間程度の活動をすることができる。

### (5) 服装について

- ア 活動の服装は、制服または体操服及び学校規定または各部で使用するジャージとする。

### (6) 入部・転部・退部について

- ア 1年生は運動部または文化部のいずれかに所属し、活動に参加しなくてはならない。
- イ 2・3年生の入部は希望制（任意加入）とするが、部活動の目的・方針を踏まえ積極的に入部を促す。
- ウ やむを得ない転部・退部は顧問・担任・家庭との十分な話し合いの上、決定する。

## 3 その他

その他詳細については別に定める。